

**2021 年度
高度外国人材活躍推進コーディネーターによる
伴走型支援
申 込 要 領**

2021年4月1日



**高度外国人材
活躍推進プラットフォーム**

I. 事業の目的

「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の趣旨に基づき、採用戦略の立案から採用活動、採用後の社内制度整備などを専門相談員(コーディネーター)が一貫して支援します。本サービスでは、支援を受けた日本の中堅・中小企業のみならず、本サービスにおける情報提供をきっかけに自発的な取り組みを推進し、ビジネスの国際化やイノベーション創出を実現することを目的としています。

II. サービス概要

1. 「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」とは

「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」(英文名: JETRO's platform for promotion of active participation by highly-skilled foreign professionals)は、高度外国人材の活躍推進を目的に、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、2018年12月25日にジェトロに設置された枠組みです。

本プラットフォームでは、(1)高度外国人材受入れ施策の有機的な連携、(2)我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等のポータルサイトを通じた情報発信及び企業や高度外国人材・外国人留学生からの問い合わせに対するワンストップサービスの提供、(3)外国人採用を検討する中堅・中小企業に対する伴走型支援を推進していきます。

上記のほかプラットフォームの詳細については、下記のWEBサイトをご覧ください。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/hrportal/contact/info.pdf

2. 「コーディネーターによる伴走型支援」で提供できるサービス

・審査の上で採択された企業(以下「採択企業」)には、上記プラットフォームの趣旨を踏まえ、関係機関の取り組みや高度外国人材に関連する情報に精通したコーディネーターが、継続的な訪問やテレビ会議等を通じて、高度外国人材採用の計画策定の支援から採用活動、採用後の社内制度整備まで、必要なサービス・関連情報を提供し、一貫して支援します。

・採用後の企業におかれては、特に育成・定着段階について、テーマに特化したイベント等を通じ、関連情報や交流機会を提供します。

・必要に応じ、ジェトロ以外の関係機関を紹介するとともに取り次ぐことがあります。この場合、他の関係機関の提供するサービスには一部有料のサービスがあることをご了承ください。

※ ジェトロが行うのは情報提供であり、外国人材個人や特定個社の紹介は行いません。

3. 採択企業の費用負担

原則無料(コーディネーターのコンサルティング費及び訪問に伴う経費をジェトロが負担します)

※訪問面談日時等の確定後、採択企業都合によるキャンセルが発生した場合には企業負担が発生することがあります。また、本サービスでは費用助成等の支給は行いません。

Ⅲ. 申込要件

1. 対象企業

(1) 企業規模

本サービスに申し込む企業(以下「応募者」)は、次のいずれかに該当することが必要です。

① 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)

② 中堅企業

上記の中小企業者以外のもののうち、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社であって、申込日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満もしくは常用雇用者1,000人未満の者またはそれらの者で構成されるグループ(構成員のうち、中堅企業者が3分の2以上を占め、中堅企業者の利益となる事業を営む者)

※中小・中堅企業者で構成されるグループの場合、取りまとめる幹事企業等があることが前提。

※日本国内での採用を目的とすることが前提となります。

※自社における採用を前提としない企業(他社に対し、人材採用に関連するサービスを提供することを検討している企業等)が、他社への人材採用支援やあっせんのための人材確保を目的とする場合は対象外となります。

(2) 法令遵守

応募者及び当該役員は、次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為及び公序良俗に反する行為を行っていないこと、またその疑いがないこと。
- ② 国の補助事業に関する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に違反していないこと、また関係省庁の命令に違反していないこと。
- ③ 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。

(3) 必要書類の提出等

応募者には、本申込要領及び「2021 年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」の内容をご理解・ご承諾いただき、次の「Ⅳ. 申込方法」により申込書類等をもれなく適切にご登録・ご提出いただきます。

※「2021年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」は本申込要領と一体をなすものです。本申込要領に記載されていない免責事項、秘密保持・個人情報保護等の記載もありますので、必ずお読み下さい。

(4) 進捗・成果報告

採択企業となった場合は、支援による進捗と成果把握のために、支援期間中及び支援期間終了後一定期間、ジェトロが実施する調査にご回答いただくことを条件とします。

(5) その他の条件

限られたリソースの中で、「高度外国人材に係る情報提供を必要としており、かつ支援の効果が高いと考えられる」企業をより多くサポートさせていただく観点から、以下の企業は対象外とさせていただきます。

- ・「高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援」を過去既に2カ年度以上利用している(2回以上採択されたことがある)企業
- ・自社内(グループ会社は含まない)にて職業紹介事業を営んでいる企業
- ・申込段階で高度外国人材にPRするための自社WEBサイトを持たない企業
- ・株式会社・有限会社・合同会社として登記されていない企業・団体

2. 業種

海外ビジネス拡大を検討する全業種

※高度外国人材が将来的に海外ビジネス拡大に寄与することが明確で、コーディネーターの支援の必要性が認められるとともに、支援期間内での一定の成果が期待されることが前提になります、予めご了承ください。

3. 対象となるプロジェクト

次に定義する「高度外国人材の採用・育成・定着プロジェクト」を設定の上で、「5. 支援期間」内に実現することを目指し、かつ、コーディネーターのサポートを必要とし、申込フォーム等を記入・提出できること。なお、申し込み時点の段階で高度外国人材の採用や定着を進展させる意向がない場合、さらに採用を希望する対象が高度外国人材でない場合や雇用形態が正社員でない場合、自社での採用を希望しない場合など、本支援の効果を期待できないと判断される案件は本サービスの対象となりません。

(1) 高度外国人材の定義

本事業では、次の1～3を同時に満たすものを高度外国人材と定義しています。

1. 在留資格「高度専門職」と「専門的・技術的分野」に該当するもののうち、原則、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」に該当するもの
 2. 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの
 3. 日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有しているもの
- ※既に日本にいる留学生は「高度外国人材の“卵”」です(企業に採用されて、高度外国人材となります)。

(2) 高度外国人材の採用・育成・定着プロジェクト

採択企業は高度外国人材の自社での採用から活躍までを目的に、以下の段階のそれぞれの内容についてコーディネーターに相談、アドバイスを通じ目標達成を目指します。

- ① 【採用戦略の策定】
自社内における高度外国人材の採用目的の明確化および希望する人材像の設定
- ② 【採用活動の実施】
設定した人材像に沿った採用活動の実施
- ③ 【受け入れ態勢の整備】
採用内定者に係る、在留資格の取得を含めた手続きならびに社内体制の整備の実施
- ④ 【育成・定着に向けた取り組み】
高度外国人材採用後の定着に向けた仕組みづくりや評価面談の実施について

4. コーディネーター

- (1) 「IV. 申込方法」による必要書類等によりコーディネーターのサポートを希望する内容を明確にさせていただきます。
- (2) コーディネーターは原則国内に在住し、高度外国人材に係わる知見を活用することにより、助言・情報提供等のコンサルティング及び外部機関訪問同行等の支援を行います。
ただし、高度外国人材の採用後の育成定着に取り組む企業にあっては、より効果的なサービスを提供する観点から、関連情報や交流機会の提供による支援を中心に行わせていただきます。
- (3) 採択時点において、担当となるコーディネーターを決定いたします。ただし、支援の段階の変化や、事務局都合等による期間中の担当コーディネーターの交替の可能性があることを予めご了承ください。

※コーディネーターは採用活動・書類作成を代行するものではありません。助言・情報提供等の範囲を超えた行為を承ることはできませんので予めご了承ください。

5. 支援期間

支援期間は、採択後に、採択企業、ジェットロ及びコーディネーターの三者で協議のうえ、原則2022年3月31日(木)までの範囲内で設定します。ただし、次の場合、設定した支援期間の途中であっても支援を終了します。

- (1) 支援期間中に、所定の目標を達成したとジェットロが判断したとき。
- (2) 申込要件から外れたときなど、採択企業の状況が変化したとき。
- (3) 「2021年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件」の内容に違反したとき。

※本事業は2021年度のサービスであり、2022年度以降のサポートの有無・サービス形態・申込条件についてはお約束するものではありません、予めご了承ください。

6. その他

- (1) 高度外国人材の採用・育成・定着に取り組んでいただくとともに、本サービスの担当者を指定し、ジェットロからの問い合わせ等に迅速にご対応いただけること。
- (2) 必要に応じて、採択企業の自社での費用負担を伴う採用活動の実施が可能であること。
例：有料イベントへの参加等
- (3) 本サービスの進捗と成果について対外的に配布する報告書への掲載が可能であること。
- (4) 本サービスにより高度外国人材の採用・育成・定着を実現した事例については、ジェットロまたはプラットフォームの他の関係機関が、採択企業の了解を得たうえで、他の中堅・中小企業等に講演・配布資料等の形で情報提供することがあります。

IV. 申込方法

1. 申込書類等

- (1) オンライン登録
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bdd/2021cdrsupport>
- (2) 「2021年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援応募・利用条件」同意書
https://www.jetro.go.jp/newsletter/bdd/2020/banso_consentform.pdf

2. 申込方法

- (1) オンライン登録
本申込要領および「2021年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」に記載の事項を確認いただき、ご同意いただいた上で、次のURLの申込フォームより必要事項をご登録ください。

※申込フォームは入力開始後、2時間以上「確認」ボタンがクリックされなかった場合、セッションタイムアウトとなりデータが無効となります。登録事項を一通りご覧いただき、事前に下書きや添付書類をご準備のうえ、必要事項を入力・登録ください。

※留意点

- ① お申込は上記のとおりオンライン登録が原則となります。
- ② オンライン登録をもって申込があったものとみなします。なお、当該書類等の提出後、採否決定までに申込を辞退する場合は、申込辞退届(メールもしくは書面)でご提出ください。
- ③ オンライン登録後、「V. 審査・支援」にご対応をいただけない場合には辞退と見做す場合があります。
- ④ ご提出いただいたオンライン登録の内容については、ジェットロが定める「個人情報保護方針」

に基づき適切に取り扱うものとします。

⑤ 本申込に関して生じた経費は応募者負担でお願いいたします。

(2) 同意書

応募者はジェットロから採択の連絡が届き次第、速やかに「2021 年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件」同意書の代表者印(原則、登記所に登録した実印)押印済の原本を用意し、初回の面談までにジェットロに提出する必要があります。必ずお申込み前に同意書をご確認いただき、内容にご同意いただいた上で、次のプロセスにお進みください。

※代表者印での押印が困難である場合、押印者が、同意(契約)行為の職務権限を有する、もしくは会社からの委任を受けており、かつ必要な社内手続を履践している場合にのみ、同意いただくことが可能となります。

3. 申込期限

2021年12月24日(金曜)正午 日本時間(定数に達し次第〆切)

※申込期限までにすべての入力を終え送信が完了している必要があります。

※定数(2021年度新規募集は200社程度予定)に達した場合、早期に締めきる可能性があります。

V. 審査・支援

1. 審査

(1) 審査基準

前記「Ⅲ. 申込要件」のほか、次の事項にもとづき審査いたします。

- ① 本事業における「高度外国人材」の定義を理解した上で、高度外国人材の採用・育成・定着に取り組む意思があること。
- ② 経営理念・戦略およびそれを踏まえた自社内での高度外国人材活躍推進への動機・目的が明確であること。
- ③ 経営者と事業責任者の主体的関与があること。また、高度外国人材の雇用や採用後のサポートを実施できる経営状況にあることが確認できること。
- ④ 高度外国人材の採用・育成・定着を可能とする実施体制が社内で組まれている、もしくはその意思があること。
- ⑤ 高度外国人材との協働を通じて、将来的な海外ビジネス拡大に寄与するが明確で、コーディネーターの支援の必要性が認められるとともに、支援期間内の一定の成果が期待されること。

※本事業ではいわゆる技能実習制度に基づく受け入れや特定技能は対象外としております。

※上記に加え、ジェットロの実施体制等を含め、総合的に勘案いたします。

(2) 審査方法

上記の審査基準にもとづき、次のとおり審査のうえ採否を決定させていただきます。

なお、応募者の都合により審査を早めることは致しかねますので併せてご了承ください。

① 書類審査(一次審査)

- ・オンラインでのお申し込みを頂き次第、申請内容にもとづき審査いたします。
- ・審査を通過した応募者には、次の「②電話審査(二次審査)」の日程をすべての申込書類等

の受領後、概ね1週間程度で電話またはメールにより通知いたします。
ただし、申し込みの集中などにより最長で1カ月程度かかる場合がありますので予めご了承の上、お申し込みください。

② 電話審査(二次審査)

原則として、事務局による電話審査がございます。審査には代表者または事業責任者にご対応いただくことを想定しています。

③ 審査通過の場合

審査を通過した応募者には、審査通過の旨、採択通知書をメールにて通知いたします。

④ 審査不通過等の場合

上記①から②により、審査の結果不通過となる場合、または担当コーディネーターの割り当てができなかった場合においても、申込内容を勘案し、その他のジェトロの支援サービス及び他の支援機関のサービス等をご案内させていただきます。

- ・上記のご案内ができない場合、その旨連絡いたします。
- ・不通過、不採択の理由や審査の過程の開示は致しかねます。

2. 支援

採択企業については、次のとおり支援を行います。

- (1) 採択企業、ジェトロ、コーディネーターの三者でキックオフ・ミーティング(初回面談)を実施し、支援内容、支援期間について確認し、計画の策定を行います。
初回面談までに、「2021年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件」同意書の代表者印(登記所に登録した実印)押印済の原本のご提出が必要になります。予めご了承いただくとともにご用意願います。
- (2) コーディネーターが定期的に電話・メール等でアドバイスし、必要に応じて訪問や出張同行します。
- (3) コーディネーターが、必要に応じて、専門分野での個別相談支援その他のジェトロの支援サービス及び他の支援機関のサービスに取り次ぎます。
- (4) ジェトロが定期的に支援活動のレビューを実施し、必要に応じて支援の見直しを行います。

【留意事項】

本サービスは、日本国内における高度外国人材の活用を考える企業を対象に、ジェトロより情報提供を通じた支援を提供するものです。以下のようなケースはサポート対象外ですので、予めご確認ください。

<対象外の例>

- 現地法人の求人方法について相談したい (※本サービスは日本国内が対象です)
- 外国人材を紹介して欲しい (※ジェトロは外国人材個人の紹介は行いません)
- 特定技能や技能実習制度について教えてほしい (※本サービスは高度外国人材が対象です)

VI.お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ) ビジネス展開・人材支援部 国際ビジネス人材課内
高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局 伴走型支援担当

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

【E-Mail】

CDR-Support@jetro.go.jp

【電話番号】

03-3582-4941(9:00～12:00、13:00～17:00(土日、祝祭日を除く))